

建築基準法一部改正による既存建物と新增築部分の別棟 扱いについて

平成19年6月20日施行された建築基準法の一部改正により、既存建物と新增築建物との接続工事が認められない事態となっている。従来どおり、棟と棟との接続部に EXP.J（エキスパンション・ジョイント）を使用することで別棟として取り扱うことなど、法改正の運用緩和措置について要望する。